

支 出 証 拠 書

2023/2/1

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知 駿 一)

経 費 項 目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	ホームページの運用 (令和 6 年 4 月分)		
年 月 日	令和 6 年 4 月 1日～令和 6 年 4 月 30 日	金 額	839 円

目 的	自身の政策や活動を報告するためのホームページ運用依頼
使 途	年間 管理・維持費
政務活動・ 県政との 関 連 性	県民に活動を広報するツールとして
《領収書貼付枠》 2023/05～2024/04 で、 9,900 円+振込手数料 165 円=10,065 円 2023/05～2024/03 分の 9,226 円は、請求済 2024/04 分 10,065 円-9,226 円=<u>839 円</u>を充当する 支払根拠は 令和 5 年 5 月整理番号 5-1 参照	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	839 円	/	839 円
		100%	



整理番号

5 - /

支出証拠書

2/1

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	ホームページの運用 (5月～3月分)		
年 月 日	令和 5 年 5 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日	金 額	9,226 円

目 的	自身の政策や活動を報告するためのホームページ運用依頼
使 途	年間 管理・維持費
政務活動・ 県政との 関連性	県民に活動を広報するツールとして
《領収書貼付枠》 別添 請求書・振込受付書 参照 2023/05～2024/04 で、 9,900 円+振込手数料 165 円=10,065 円 そのうち 2023/05～2024/03 分の支出証拠書を提出する。 10,065 円×11/12 月=9,226 円 (2024/04 分は $10,065^{\text{円}} - 9,226^{\text{円}} = 839^{\text{円}}$)	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	9,226 円	100%	9,226 円

お取引を取り消す場合は「取消確認」ボタンを押してください。

処理状況

処理済み

受付番号 0201001 受付日時 2023年02月01日 11時13分 取引方法 ブラウザ

取引内容

引落口座



金融機関名 三菱UFJ銀行

支店名 加賀

科目 普通預金

口座番号 2006830

振込・振替先口座

受取人名 シカイトシス

金額 9,900円

引落合計金額 10,065円 (税込手数料165円)

指定日 02月01日

振込依頼人名 子 シン

取消確認

戻る

2023年01月31日

請求番号:

請求書

良知 駿一様

件名: ホスティング費用

下記のとおりご請求申し上げます。

ご請求金額 ￥9,900 -

お支払い期限: 2023年02月28日



Space BOGGY
DESIGN

Space BOGGY

〒431-1304
静岡県浜松市北区細江町中川6640-20

TEL: 053-522-3346
FAX: 053-569-6979
shinkait@spaceboggy.jp



品番・品名	数量	単価	金額
ドメイン年間費用	1年	3,000	3,000
ホスティング費用	1年	6,000	6,000
小計			9,000
消費税 (10%)			900
合計			9,900

2023年5月1日～2024年4月30日分

お振込先:
浜松磐田信用金庫 中川支店 (普) 2006830 シンカイトシカズ

支出証拠書

7/10

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	年間サブスクリプション (令和6年4月~5月 2ヶ月分)		
年 月 日	令和6年4月1日~令和6年5月31日	金 額	1,227 円

目 的	
使 途	
政務活動・ 県政との 関 連 性	
《領収書貼付枠》 注文詳細・クレジットカード明細・領収書提出済 Microsoft Office (Microsoft 365 Family 年間サブスクリプション) : 13,382 円(税込 14,720 円) 期間:2023/6/23~2024/6/22 14,720 円×10÷12=12,266 円 申請済 残り 2ヶ月分 14,720 円-12,266 円=2,454 円を申請 5 年 7 月 整理番号 7-2 参照 (②分のみ該当する)	

案分の理由 後援会活動と案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	2,454 円	1/2 %	1,227 円



支出証拠書

7/10

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知 駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内 容	ノート PC 等購入		
年 月 日	令和 5 年 5 月 15 日	金 額	153,688 円

目 的	
使 途	
政務活動・ 県政との 関 連 性	

《領収書貼付枠》
別添 注文詳細・クレジットカード明細・領収書 参照

① ノート PC (Surface Laptop 5) : 244,800 円 (269,280 円税込)

② Microsoft Office (Microsoft 365 Family 年間サブスクリプション) : 13,382 円 (14,720 円税込)

③ 変換アダプタ等(2,390 円×2+21,050 円) 25,830 円

マイソフツに
支払い
284,000 円

——— パソコンに支払

②の期間 2023/6/23 ~ 2024/6/22 として 2023年6月 ~ 2024年3月分 10ヶ月分
、 充当 13,382 円 × 1.1 = 14,720 円 (税込)
14,720 円 × 10/12 月 = 12,266 円 (2024年4月 ~ 27月分 2,454 円)

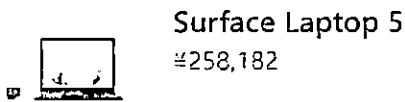
① + ② (10ヶ月分) + ③ = 307,376 円

補記: 事務員用 PC が古くなったため買い替え (前回購入: 令和 5 年 9 月 9 - 5 参照)

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動と案分	307,376 円	1/2	153,688 円
		%	

※ ① ② の支払い

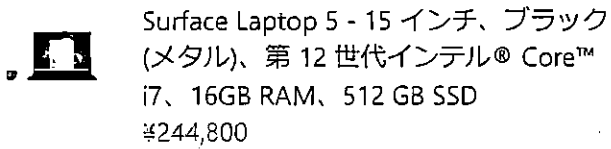
2023年5月15日 | 注文番号: 2378659049



Surface Laptop 5

¥258,182

バンドルに含まれるもの



Surface Laptop 5 - 15 インチ、ブラック
(メタル)、第 12 世代インテル® Core™
i7、16GB RAM、512 GB SSD

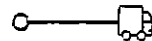
¥244,800

配送中

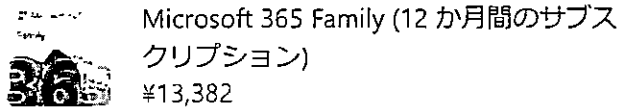
お届け予定日 2023

7日

CEVA - 361436849266



配送を追跡する



Microsoft 365 Family (12 か月間のサブス
クリプション)

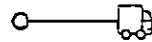
¥13,382

配送中

お届け予定日 2023

7日

CEVA - 361436849266



配送を追跡する

¥284,000 の合計

によるお支払い

詳細の非表示

配送の詳細

良知 駿一
細江町中川7172-698, ラトウール 101
浜松市北区, shizuokaken, 4311304
JP

請求の詳細

小計	¥258,182
配送	¥0
消費税	¥25,818

合計

¥284,000

支払い方法

関連リンク: [注文詳細の印刷](#) [注文のヘルプ](#)

Microsoft アカウント あなたの情報 プライバシー セキュリティ Rew ? RS

* ②の期間

すべてのサブスク... > Microsoft 365 Family



共有を管理 >
5人の1と共有



Microsoft365.com を使用する >
アイデアを形にする



サブスクリプションの管理
次回の請求 2024/6/22、¥21,000

^

補償期間 2023/6/22 ~ 2024/6/22

自動更新オン

¥21,000 毎年

プランの切り替え

支払い方法



変更



請求履歴 >



コードまたはプリペイドカードを利用する >



自動更新をオフにする >



サブスクリプションのキャンセル >



サブスクリプションの共有
5人の1と共有しています

共有

v



デバイス用の Microsoft 365 アプリ
最大 5 台のデバイスで同時に使用できます

インストール

v

フィードバック

(全26件) 並べ替え: 語彙 | 日付 | 摘要 | 人名

[illegible]

ご利用明細

印刷日時: 2023年6月26日 21:54

[2023年7月分のご利用代金明細照会最終閲覧日時: 本日が明細内容確定後の初来訪日となります。]

良知 駿一様 ご利用明細(確定)を表示しております。

カード種類		照会月	2023年7月
カード名称		明細作成日	2023年6月24日
カード番号			
お支払日	2023年7月10日		
今回ご請求合計額	365,387円		
(1) 今回ご請求額	365,387円		
(2) 事前お支払額	0円		
合計[(1)-(2)]	365,387円		

5 年 7 月 整理番号 7- / 参照

■ ショッピングご利用分

利用日	利用者	利用内容	利用区分	新規利用額	今回請求額	現地通貨額	通貨略称	換算レート
7-2 2023/5/15		マイクロソフト	1回払い	284,000	284,000			
7-6 2023/5/16		中部電力 23/05利用分	1回払い	5,342	5,342			
7-4 2023/5/26		CHATGPT SUBSCRIPTION OPENAI.COM	1回払い	2,867	2,867	20	USD	143.35

支 出 証 拠 書

8/3

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知 駿一)

経 費 項 目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内 容	事務機器リース代 (令和6年4月～7月94明分)		
年 月 日	令和 6 年 4 月 1 日～令和 6 年 7 月 31 日	金 額	4,752 円

目 的	事務所の事務機器 (複合機・PC 周り) リース代
使 途	リース代
政務活動・ 県政との 関 連 性	
《領収書貼付枠》 別添 通帳コピー 再リースのご案内 提出済 リース代: 2023/6/19 から 2024/6/18 までの1年間 28,512 円 引き落とし 2023/8/3 2023/8～2024/3 の 8 ヶ月分請求済 } 済 28,512 円÷12×8=19,008 円 2024/4～7 の 4 ヶ月分請求 } 今回請求分 28,512 円-19,008 円=9,504 円 5 年 9 月 整理番号 9-3 参照	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動と案分	9,504 円	1/2	
		%	4,752 円

参考

支出証拠書

8/3

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内 容	事務機器リース代 (令和5年8月~令和6年3月の8ヶ月分)		
年 月 日	令和 5 年 8 月 1 日~令和 6 年 3 月 31 日	金 額	9,504 円

目 的	事務所の事務機器(複合機・PC 周り)リース代
使 途	リース代
政務活動・ 県政との 関 連 性	
《領収書貼付枠》 別添 通帳コピー 再リースのご案内 参照 リース代: 2023/6/19 から 2024/6/18 までの1年間 28,512 円 引き落とし 2023/8/3 2023/8~2024/3 の 8 ヶ月分を請求 28,512 円÷12×8=19,008 円 (2024年4月以降 残り 4ヶ月分 9,504円×1/2 請求可能)	

案分の理由 後援会活動と案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	19,008 円	1/2 %	
			9,504 円

自動更新（再リース）のご案内

平素は格別のお引立てにあずかり厚くお礼申し上げます。

さて、下記リース契約につきまして、先般ご案内の「リース期間満了のお知らせ」のとおり、リース契約約款に基づき、【現在のご契約内容】のリース期間満了日以降、右記【再リースの内容】で自動更新（再リース）の手続きをとらせていただく事になりますので、ご確認いただきますよう、お願い申し上げます。

【現在のご契約内容】

お問合せ番号				
お客様番号				
ご契約番号				
リース期間満了日		2023年 6月18日		
最終支払予定日		2023年 7月 3日		
お取扱店		共同機器株式会社		
物件 明 細	品名・機種名・台数	物件設置場所		
	PC-1000J2-1-1	PC-KRH32LZ7AC24	1台	ハママツシキタクホソエチヨウナカガワ
	1台ヨカテモニター	XB24B1HSU-B3	1台	ハママツシキタクホソエチヨウナカガワ
	1台ヨカテモニター	XB24B1HSU-B3	1台	ハママツシキタクホソエチヨウナカガワ
	1台ヨカテモニター	XU2493HS-B1	1台	ハママツシキタクホソエチヨウナカガワ
	デジタルカメラ	ADV-C3520F	1台	ハママツシキタクホソエチヨウナカガワ
	PC-1000J2-1-1	SURFACE PRO6	1台	ハママツシキタクホソエチヨウナカガワ

2023年 6月 2日

お問合せ番号

【再リースの内容】

再リース期間	2023年 6月19日から 2024年 6月18日まで 1年間	
再リース料 (年額)	再リース料 消 費 税 合 計	25,920 円 2,592 円 28,512 円
お支払日	2023年 8月 3日	
お支払方法	口座振替 (一括払い)	
●別途、保守・メンテナンスをご契約の場合は、該当事業者様とご相談ください。 ●お支払方法が口座振替の場合、あらかじめ口座へのご入金をお願いします。		

*再リースをご希望されない場合

必ず左記リース期間満了日の7営業日前までに下記内容をご記入の上、ファクシミリにてご連絡下さいませよう、お願い申し上げます。

↓ 【ご記入ください】

☐ 物件をシャープファイナンス指定場所へ返還します。
注) 返還いただく際の費用は、お客様のご負担となります。

☐ 入替等によりお取扱店等に返還済または返還予定です。
お取扱店名() (年 月 頃)
ご担当者() (TEL)

ご署名

印

TEL

FAX

入出金明細照会

ページを印刷する

照会口座

(全29件) 並び替え: 番号 | 日付 振込 入金

番号	日付	お支払い金額	お預り金額	差引残高	取引	摘要	メモ
001	2023年08月03日分	28,512円			出金	外-ア-ア付入	[編集] 9-3
001	2023年08月10日分	61,560円			出金	DCM+	[編集] 9-5
002	2023年08月10日分	4,067円			出金	DM+*/DCMX	[編集] 9-4
001	2023年08月23日分	2,200円			出金	SMBC(株)	[編集] 9-8
004	2023年08月28日分	60,450円			出金	SMBC(株)	[編集] 9-11
005	2023年08月28日分	39,204円			出金	初	[編集] 9-9

支出証拠書

10/15

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	共有ソフト(Dropbox) (4~10月 7ヶ月分)		
年 月 日	令和 6年 4月 1日~令和 6年 10月 31日	金 額	4,620 円

目 的	
使 途	1年分ライセンス
政務活動・ 県政との 関 連 性	
《領収書貼付枠》 別添 領収書 参照 2023年11月に、2024年3月分までを請求済 未請求分の2024年4月~10月分を請求 15,840 円 × 7ヶ月 (2024/4~2024/10) ÷ 12ヶ月 =9,240 円 5 年 10 月 整理番号 10-5 参照	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動と案分	9,240 円	1/2	4,620 円
		%	

参考

支出証拠書

13/15

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内 容	共有ソフト(Dropbox)		
年 月 日	令和 5 年 11 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日	金 額	3,300 円

目 的	
使 途	1年分ライセンス
政務活動・ 県政との 関 連 性	
<<領収書貼付枠>> 別添 領収書 参照 $15,840 \text{ 円} \times 5 \text{ ヶ月 (2023/11} \sim 2024/3) \div 12 \text{ ヶ月} = 6,600 \text{ 円}$ (2024年4月以降に 残金 9,240円 の $\frac{1}{2}$ の 4,620円 充当可能)	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動と案分	6,600 円	1/2	3,300 円
		%	

Dropbox International Unlimited Company

One Park Place, Floor 6

Hatch Street Upper

Dublin 2

登録番号: [redacted]

QI 番号: T6700150104169

billing-support@dropbox.com

rachi.shunichi.office@gmail.com の領収書

お支払い

[redacted] を承認しました

日付

2023-10-15

金額

¥15,840

領収書 ID

WQ98TTC7FWF4

説明

金額

Dropbox Plus (2023-10-15 から 2024-10-15 まで)

¥14,400

小計

¥14,400

+ 消費税 (10%)

¥1,440

合計

¥15,840

Dropbox International Unlimited Company は登録国外事業者であり、消費税の申告および納税の義務を有します。

金額はすべてJPYで表示されます。これは請求書ではありません。追加のお支払いは必要ありません。

拒否

すべて承認

支 出 証 拠 書 (各種団体会費)

12/1

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知 駿 一)

経 費 項 目	調査研究費・研修費		
内 容	情報処理学会会費(年度更新)		
年 月 日	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日	金 額	10,800 円

会の趣旨・目的	コンピュータとコミュニケーションを中心とした情報処理に関する学術および技術の振興をはかることにより、学術、文化ならびに産業の発展に寄与することを目的とする。
会の活動内容等	(1) 情報処理関連技術の研究・調査ならびに研究・調査に関する成果発表 (2) 情報処理関連技術の普及・実践 (3) 情報処理関連技術の標準化の推進ならびに普及 (4) 情報処理に関わる人材育成の推進 (5) 情報処理関連の国際学協会への加盟ならびに連絡および協力 (6) 情報処理関連学協会との連絡および協力 (7) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
政務活動・県政との関連性	今後は県政に ICT を活用していかなければならない。ICT は進歩が速く、常日頃から情報収集する必要があり、情報処理学会に入会し定期的に会誌等を購読また必要に応じて学会等にも参加する。
《領収書貼付枠》 別添 請求書・領収書 参照 2024 年度正会員費：10,800 円 (2024/04/01～2025/03/31)	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	10,800 円	/	10,800 円
		100%	

〒431-1304
静岡県浜松市北区細江町中川7172-698
ラトゥール101

良知駿一事務所

良知 駿一 様

一般社団法人情報処理学会 (201902504)

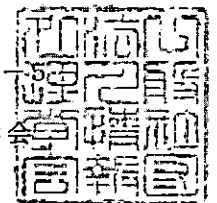
2023年12月01日

領 収 書

良知駿一事務所(良知 駿一) 様

下記のとおり領収いたしました。

〒101-0062
東京都千代田区神田駿河台1-8
化学会館4F
一般社団法人 情報処理学会
登録番号: T6010005015598



領収額 ￥10,800—

日付	年度	品 名	金額
2023/12/1	2024	2024年度正会員費	10,800

合計	￥10,800	内消費税	￥0
課税対象外	￥10,800	内消費税	￥0

*軽減税率対象

請求明細に関する適用税率毎の内訳は次のURLをご確認ください。⇒ <https://www.ipsj.or.jp/annai/other/shohizei.html>

お問合せなどは、下記までご連絡ください。

◇連絡/照会先
一般社団法人情報処理学会 事務局
<https://www.ipsj.or.jp/>
Tel (03)3518-8374
Fax (03)3518-8375

〒431-1304
静岡県浜松市北区細江町中川7172-698
ラトゥール101

良知駿一事務所

良知 駿一 様

一般社団法人情報処理学会 (201902504)

発行年月日：2023/12/01

請 求 書

良知駿一事務所 様

下記の通りご請求申し上げます

〒101-0062
東京都千代田区神田駿河台1-
化学会館4F
一般社団法人 情報処理学会
登録番号：T6010005015598



請求額 ￥10,800—

年度	品 名	単価	数量	金額	入金額	実請求額
2024	2024年度正会員費	10,800	1	10,800	0	10,800
	合計		1	10,800	0	10,800

合計	10,800	内消費税	0
課税対象外	10,800	内消費税	0

*軽減税率対象

請求明細に関する適用税率毎の内訳は次のURLをご確認ください。⇒ <https://www.ipsj.or.jp/annai/other/shohizei.html>

お支払いは下記口座へお願いします。

郵便振替 00150-4-83484

三菱UFJ銀行(0005) 本店 (001) 普通預金 7636858

みずほ銀行 (0001) 虎ノ門支店(046) 普通預金 1013945

名義人：一般社団法人 情報処理学会

名義人カナ： シヤ) ジョウホウシヨリガツカイ

※振込手数料は貴殿（貴社）にてご負担ください。

※振込人名の欄にお名前と請求書番号をご記入ください。請求書番号を併記できない場合や複数の請求書をまとめて送金される場合は、請求書番号・振込日・振込先・振込人名義・金額を経理担当宛にご連絡ください。

E-Mail: keiri@ipsj.or.jp Tel.(03)3518-8374 Fax.(03)3518-8375

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台1-5 化学会館4F

<https://www.ipsj.or.jp/>

個人会員の入会費用一覧

個人会員の入会費用一覧

会員区分	入会金	会費	論文誌ジャーナル購読 費	オプション*2		研究会登録費
				総合デジタルライブラリ		
時期／期間	入会時	年度単位*1	年度単位*1	年度単位*1	年度単位*1	年度単位*1
消費税*3	対象外	対象外	税込価格	税込価格	税込価格	税込価格
名誉会員	—	無料	5,500円	11,000円		
正会員	2,000 円	10,800円	5,500円	11,000円		参考：2023年度
正会員（終身会員）	—	会誌あり：半額 会誌なし：免除	5,500円	11,000円		
学生会員	免除	4,800円	5,500円	11,000円		1つ無料 2つ目から上記のとおり
ジュニア会員*4	免除	無料	—	—		—

一般社団法人 情報処理学会 定款

制定日:昭和38年12月19日

社団法人としての定款変更履歴:昭和42年12月5日、昭和44年1月7日、昭和45年11月7日、昭和47年7月14日、昭和50年10月24日、昭和53年8月7日、昭和58年6月27日、昭和59年7月10日、昭和61年8月25日、平成1年3月29日、平成4年10月3日、平成5年8月2日、平成6年7月16日、平成12年3月23日、平成14年6月25日、平成16年3月1日、平成17年6月10日

一般社団法人認可までの定款変更履歴:平成20年12月22日、平成21年5月29日、平成22年3月24日、平成22年5月31日

最新変更日:平成22年5月31日(平成22年7月1日(一般社団法人への移行登記日)施行)

※平成22年5月31日

1. 一般社団法人への移行のための法令に照らした変更

第1章 総 則

第2章 目的および事業

第3章 会員および社員

第4章 社員総会

第5章 役 員

第6章 理事会

第7章 資産および会計

第8章 定款の変更、合併および解散等

第9章 委員会等

第10章 情報公開等

第11章 補 足

附 則

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人情報処理学会 (Information Processing Society of Japan) と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、コンピュータとコミュニケーションを中心とした情報処理に関する学術および技術の振興をはかることにより、学術、文化ならびに産業の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 情報処理関連技術の研究・調査ならびに研究・調査に関する成果発表
- (2) 情報処理関連技術の普及・実践
- (3) 情報処理関連技術の標準化の推進ならびに普及
- (4) 情報処理に関わる人材育成の推進
- (5) 情報処理関連の国際学協会への加盟ならびに連絡および協力
- (6) 情報処理関連学協会との連絡および協力
- (7) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2. 前項の事業は、本邦および海外において行うものとする。

第3章 会員および社員

(法人の構成員)

第5条 この法人に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
 - (2) 名誉会員 この法人の事業範囲において特別の功績があり、社員総会において推薦された個人
 - (3) 学生会員 短大、高専、大学学部、大学院修士課程および博士課程、またはこれに準ずる学校の在学生のうち、この法人の目的に賛同して入会した個人
 - (4) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した団体または個人
2. この法人の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、法人法という)上の社員は、概ね正会員100人の中から1人の割合で選出される代表会員とする。
3. 代表会員は、正会員による代表会員選挙で選出する。代表会員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。
4. 代表会員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代表会員選挙に立候補することができる。
5. 第3項の代表会員選挙において、正会員は、他の正会員と等しく代表会員を選挙する権利を有する。理事または理事会は、代表会員を選出することはできない。
6. 第3項の代表会員選挙は、毎年2月に実施することとし、代表会員の任期は4月1日から翌年3月31日までの1年とする。ただし、代表会員が、法人法に規定された社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え、および役員解任の訴えを提起している場合(責任追及の訴えの提起の請求をしている場合を含む)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代表会員は社員たる地位を失わない(当該代表会員は、役員選任および解任ならびに定款変更についての議決権を有しないこととする)。
7. 代表会員に欠員が生じた場合は、速やかに再選挙により、欠員を補充することができる。欠員により選任された代表会員の任期は、前任者の残任期間とする。
8. 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、代表会員と同様にこの法人に対して行使することができる。
- (1) 定款の閲覧等の権利
 - (2) 社員名簿の閲覧等の権利
 - (3) 社員総会の議事録の閲覧等の権利
 - (4) 社員の代理権証明書等の閲覧等の権利
 - (5) 電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等の権利
 - (6) 計算書類等の閲覧等の権利
 - (7) 清算法人の貸借対照表等の閲覧等の権利
 - (8) 合併契約等の閲覧等の権利
9. 理事および監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法上の総社員の同意による損害賠償責任の免除の規定にかかわらず、この責任は全ての正会員の同意がなければ免除することができない。

(入会)

第6条 この法人の会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

2. 社員総会において名誉会員に推薦された者は、前項の入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員とする。

(経費の負担)

第7条 会員は、この法人の運営に経常的に生じる費用に充てるため、入会の際および毎年、社員総会が別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

2. 学生会員および賛助会員は、入会金を納めることを要しない。
3. 名誉会員は、入会金および会費を納めることを要しない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会が別に定める退会届けを提出することにより、任意に、いつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会において、総代表会員の半数以上であって、総代表会員の議決権の3分の2以上の議決により、当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款または規則に違反したとき
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
 - (3) その他の正当な事由のあるとき
2. 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(会員の資格喪失)

第10条 前2条の場合(任意退会、除名)のほか、会員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費を1年以上滞納したとき
- (2) 全ての会員の同意があったとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、または会員である団体が解散したとき
- (4) 成年被後見人または被保佐人になったとき

(会員資格の喪失に伴う権利および義務)

第11条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2. この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費およびその他の拠出金は、これを返還しない。

3. 代表会員たる会員が、第8条、第9条、および第10条の各号により、会員たる資格を喪失したときは、代表会員たる地位を喪失する。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、全ての代表会員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 入会の基準および会費ならびに入会金の額
- (3) 理事および監事の選任または解任
- (4) 理事および監事の報酬等の額またはその規程
- (5) 各事業年度の事業報告および決算
- (6) 定款の変更
- (7) 解散および残余財産の処分
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令またはこの定款に定められた事項

2. 前項にかかわらず、個々の社員総会においては、第15条第3項の書面(開催通知)に記載した目的および審議事項以外の事項は、決議することができない。

(開催)

第14条 社員総会は、定時社員総会として、毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、臨時総会として、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会において開催の決議がなされたとき。

(2) 総代表会員の議決権の10分の1以上を有する代表会員から、会長に対し、社員総会の目的である事項ならびに招集の理由を示して招集の請求があったとき。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2. 会長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内の日を社員総会とする臨時社員総会の招集の通知をしなければならない。

3. 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、社員総会に出席しない代表会員が書面によって議決権を行使することができるとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、代表会員1名につき1個とする。

(定足数)

第18条 社員総会は、総代表会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、総代表会員の過半数が出席し、出席した代表会員の過半数をもって行う。可否同数のときは、議長の決するところによるが、この場合において、議長は代表会員として決議に加わることはできない。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代表会員の半数以上であって、総代表会員の議決権の3分の2以上をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事および監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散および残余財産の処分
- (5) その他法令またはこの定款で定められた事項

3. 理事および監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(議決権の代理および書面決議)

第20条 社員総会に出席できない代表会員は、他の代表会員を代理人として社員総会の議決権を行使することができる。この場合において、当該代表会員は、代理権を証明する書面をあらかじめ提出しなければならない。

2. 社員総会の決議について、書面により議決権を行使することができるとしたときは、代表会員は、議決権行使書面を所定の方法により提出しなければならない。

3. 第1項および2項の場合における第18条(定足数)および第19条(決議)の規定の適用については、その代表会員は出席したものとみなす。

(決議の省略)

第21条 理事または代表会員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、代表会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなすものとする。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成するものとする。

2. 出席した会長および副会長は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設置)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上25名以内
- (2) 監事 2名以内
2. 理事のうち1名を会長、2名以内を副会長とする。
3. 前項の会長および副会長をもって法人法上の代表理事とし、これ以外の理事を同法上の業務執行理事とする。

(役員の選任等)

第24条 役員は、社員総会において、これを選任する。

2. 会長、副会長および業務執行理事は、理事会において、理事のうちから選定する。
3. 常務理事は、理事会において、業務執行理事のうちから6名以内を選定することができる。
4. 監事は、理事または使用人を兼ねることができない。
5. 各理事について、当該理事およびその配偶者または3親等内の親族、その他特別の関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
6. 他の同一の団体(公益法人を除く)の理事または使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
7. 役員に異動があったときは2週間以内に登記しなければならない。

(理事の職務・権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2. 会長は、法令およびこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
3. 副会長は、法令およびこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。
4. 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
5. 常務理事は、会長および副会長を補佐する。
6. 会長、副会長および業務執行理事は、3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
7. 理事は、この法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに当該事実を監事に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行、およびこの法人の業務ならびに財産の状況を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。
3. 監事は、社員総会および理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べる。
4. 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、または法令およびこの定款に違反する事実、若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを社員総会および理事会に報告する。
5. 監事は、前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求する。ただし、その請求があった日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接、理事会を招集する。
6. 監事は、理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令およびこの定款に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告する。
7. 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為、その他法令およびこの定款に違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によりこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求する。
8. 以上、各項のほか、監事は、監事に認められた法令上の権限を行使する。

(役員の任期)

第27条 役員(理事および監事)の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 役員は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第28条 役員は、社員総会の決議により解任することができる。ただし、役員を解任する場合は、総代表会員の半数以上であつて、総代表会員の議決権の3分の2以上の議決により行わなければならない。

(報酬等)

第29条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

2. 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(競業利益相反取引の制限)

第30条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己または第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己または第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証すること
- (4) その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2. 理事会の承認を得て前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(役員の法人に対する損害賠償責任の一部免除)

第31条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定される役員の法人に対する損害賠償責任について、法令に定める要件(善意でかつ重大な過失のないとき)に該当する場合には、理事会の決議により、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第32条 この法人に理事会を置く。

2. 理事会は、全ての理事をもって構成する。
3. 理事会の議長は、必要と認める場合は、役員以外の者を理事会に出席させることができる。

(職務と権限)

第33条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時および場所ならびに目的である事項の決定
- (2) 規則の制定ならびに変更または廃止
- (3) 前各号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事および業務執行理事の選定および解職

(種類および開催)

第34条 理事会は、通常理事会として、毎事業年度4回以上開催するほか、臨時理事会として、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から、会議の目的である事項を示して招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第26条第5号の規定により、監事から、会長に招集の請求があったとき、または監事が招集したとき。

(招集)

第35条 理事会は、法令およびこの定款に別段の定めのある場合を除き、会長が招集する。

2. 会長は、前条第2号または4号前段に該当する場合は、その日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面により、開催日の1週間前までに、各役員に対して通知しなければならない。
4. 前項の規定にかかわらず、役員の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当る。

(定足数)

第37条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第38条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 可否同数のときは、議長の決するところによるが、この場合において、議長は理事として決議に加わることはできない。

(決議の省略)

第39条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について決議に加わることのできる理事の全員が、書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第40条 役員が、役員の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2. 前項の規定は、第25条第6項(3ヶ月に1度の職務執行状況の報告)の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2. 出席した会長、副会長および監事は、これに署名または記名押印しなければならない。

(1) 事業計画および収支予算についての事項

(2) 事業報告および収支決算についての事項

(3) 正味財産増減計算書、財産目録および貸借対照表についての事項

(4) 役員の選任

(5) その他、この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めた事項

第7章 資産および会計

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資産の管理・運用)

第43条 この法人の資産の管理・運用は、理事会が別に定める資産管理運用規程によるものとする。

(事業計画および収支予算)

第44条 この法人の事業計画および収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告および決算)

第45条 この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得て、定時社員総会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表および正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2. この法人は、前項の定時社員総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(会計原則)

第46条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

第8章 定款の変更、合併および解散等

(定款の変更)

第47条 この定款は、社員総会において、総代表会員の半数以上であって、総代表会員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

(合併等)

第48条 この法人は、社員総会において、総代表会員の半数以上であって、総代表会員の議決権の3分の2以上の議決により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部または一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第49条 この法人は、社員総会の決議、その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第50条 この法人は、会員その他の者に対し、剰余金の分配を行うことはできない。

(残余財産の処分)

第51条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(認定法)第5条第17号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会等

(委員会等)

第52条 この法人の事業を円滑に運営するために必要あるときは、理事会の決議により、委員会および必要な地に支部(以下、委員会等という)を設置することができる。

2. 委員会等の任務、構成および運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

3. 委員会等は、法令およびこの定款により、社員総会ならびに理事会に付与された職務権限(業務執行の決定ほか)を制約する

運営を行うことはできない。

(事務局)

第53条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には事務局長および所要の職員を置く。
3. 職員のうち重要な職員(就業規則上の特別管理職)は、理事会の承認を得て任免する。
4. 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 情報公開等

(備付け帳簿および書類)

第54条 この法人は、主たる事務所に、次に掲げる帳簿および書類を備え、また法令の定めにより保管しなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 会員名簿
 - (3) 役員の名簿
 - (4) 役員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (5) 第44条の書類(事業計画および予算)
 - (6) 第45条第1項の書類(事業報告および決算書類)
 - (7) 監査報告書
 - (8) 運営組織および事業活動の状況の概要ならびにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
 - (9) 認定、許可、認可等および登記に関する書類
 - (10) 定款に定める機関のうち、理事会および社員総会の議事に関する書類
 - (11) その他法令で定める帳簿ならびに書類
2. 前項各号の閲覧については、法令の定めによる。

(公告)

第55条 この法人の公告は、電子公告による。

2. 事故、その他やむを得ない事由により、電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第11章 補 足

(委任)

第56条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下、整備法という)第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人設立の登記の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員およびその任期は、第24条および第27条の規定にかかわらず、次の通り設立総会の定めるところによる。
 - 平成23年3月31日を末日とする事業年度に関する定時社員総会の終結の時までの任期の役員
 - 代表理事 : 白鳥則郎(会長)、村上篤道(副会長)
 - 業務執行理事 : 大場みち子、串間和彦、佐藤三久、砂原秀樹、近山 隆、塚本昌彦、宗森 純、村上和彰、吉川正俊
 - 監事 : 東野輝夫
 - 平成24年3月31日を末日とする事業年度に関する定時社員総会の終結の時までの任期の役員
 - 代表理事 : 水野忠則(副会長)
 - 業務執行理事 : 井戸上彰、岡田謙一、奥乃 博、落谷 亮、関口智嗣、谷口倫一郎、寺田真敏、西 直樹、茂木 強、横田治夫
 - 監事 : 住田一男
3. 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第42条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

$$\frac{12}{22}$$

経費項目	調査研究費・研修費		
内 容	ヒューマンインタフェース学会 2024 年度学会費（年度は毎年 1 月～12 月） 4月～12月 9ヶ月分		
年 月 日	令和 6 年 4 月 1 日～令和 6 年 12 月 31 日	金 額	6,124 円

6 年 1 月 整理番号 1-7 参照

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	6,124 円	/	
		100%	6,124 円

参考

12/22

経費項目	調査研究費・研修費		
内 容	ヒューマンインタフェース学会 2024 年度学会費（年度は毎年 1 月～12 月） 1～3月分 3ヶ月分		
年 月 日	令和 6 年 1 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日	金 額	2,041 円

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	2,041 円	/	2,041 円
		100%	

取引履歴詳細

お取引を取り消す場合は「取消確認」ボタンを押してください。

| 処理状況

処理済み

受付番号 1222001 受付日時 2023年12月22日 16時48分 取引方法 ブラウザ

| 取引内容

引落口座

金融機関名 ミツバシ-エフアイ

支店名 ニナジヨ

科目 普通預金

口座番号 3566234

振込・振替先口座

受取人名 トク)ヒ-マンインタ-スカツカイ

金額 8,000円

引落合計金額 8,165円 (税込手数料165円)

指定日 12月22日

振込依頼人名 マ シン仔

取消確認

戻る

2024 年 1 月 12 日

領 収 書

良知 駿一 様

特定非営利活動法人
ヒューマンインタフェース学会
会長：高橋 信
〒600-8815 京都市下京区中堂寺栗田町93
京都リサーチパーク 6号館 3階
TEL:075-315-8475 FAX: 075-326-1332
登録番号: T7130005005966

¥ 8,000

但し、 2024 年度学会費(不課税)

上記金額 正に領収いたしました。

Human
Interface
Society

良知 駿一 様

2024年1月12日
特定非営利活動法人
ヒューマンインタフェース学会
事務局
〒600-8815 京都市下京区中堂寺栗田町93
KRP (Kyoto Research Park) 6号館 3階
TEL:075-315-8475

書類送付の御案内

拝啓 日頃よりヒューマンインタフェース学会の活動に格別のご高配を賜り
誠にありがとうございます。
下記の書類を同封いたしますので、よろしくお取り計らい願います。 敬具

送付書類: 請求書 納品書 見積書 領収書 その他

2024 年学会費領収書をお送りいたします。

第1章 総則

第1条 本法人は、特定非営利活動法人ヒューマンインタフェース学会と称する。英語表記をHuman Interface Societyとする。

第2条 本法人は、事務所を京都市下京区中堂寺栗田町33番地 京都リサーチパーク6号館に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本法人は、ヒューマンインタフェースに携わる者、ヒューマンインタフェースに関心のある者、及びヒューマンインタフェースを利用する一般消費者等を対象として、学会誌の発行、シンポジウムや研究会の開催、セミナーや講演等による教育・研究活動事業、他学会との研究交流やヒューマンインタフェースに関する研究等を行うことを通して、人にとって使いやすく分かりやすいヒューマンインタフェースの普及をはかり、安全で安心な社会の実現、学術文化の向上発展に資することを目的とする。尚、ヒューマンインタフェースとは、人と技術の関わりを対象に、その技術の設計・実現・評価、そして、これを利用する人の生理・認知・心理・文化・社会的視点からの科学、及び、これらを取り巻く主要な事象を扱う学問分野である。

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 情報化社会の発展を図る活動
- (5) 科学技術の振興を図る活動
- (6) 経済活動の活性化を図る活動
- (7) 消費者の保護を図る活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

第5条 本法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の事業を行う。

- (1) ヒューマンインタフェースに関するシンポジウム・研究会・セミナー等の開催
- (2) ヒューマンインタフェースに関する機関誌及び図書の刊行
- (3) ヒューマンインタフェースに関する研究及び調査
- (4) 優れた研究の奨励及び研究業績の表彰
- (5) その他、目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

第6条 本法人の会員は次の7種とし、正会員と一般会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 本法人の目的事業範囲において、専門の学識又は相当の経験を有する個人
- (2) 一般会員 本法人の目的に賛同して入会し活動を推進する個人
- (3) 学生会員 大学及び大学院又はこれに準ずる学校の在学学生
- (4) 賛助会員 本法人の目的事業に賛同し、その事業を援助する個人又は団体
- (5) 購読会員 本法人の機関誌を定期的に購読する個人または団体
- (6) 名誉会員 本法人の目的事業範囲において、正会員の内で特別の功績があり、総会の議決を経て推薦された個人
- (7) シニアアソシエート 総会で別に定める基準を満たす正会員経験者で、理事会の議決を経て推薦された者

第7条 正会員、一般会員、学生会員、賛助会員及び購読会員として入会しようとする者は、別に定める会員の種別を記載した入会申込書により会長に申し込むものとし、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2. 一般会員、賛助会員、購読会員の入会については、特に条件を定めない。
3. 会長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。
4. 名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって名誉会員となる。名誉会員となる

場合、正会員としての身分を併せて継続することができる。

5. シニアアソシエートに推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもってシニアアソシエートとなる。シニアアソシエートとなる場合、正会員としての身分を併せて有することができる。

第3条 正会員、一般会員、学生会員、賛助会員及び購読会員になるものは、総会で別に定める入会費を納入しなければならない。

2. 正会員、一般会員、学生会員、賛助会員及び購読会員は、総会で別に定める会費を納入しなければならない。

3. 名誉会員は、入会費及び会費を納めることを要しない。ただし、正会員としての身分を継続して有する場合は、第2項の会費を納入しなければならない。

4. シニアアソシエートは、入会費及び会費を納めることを要しない。ただし、新たに正会員としての身分を併せて有する場合は、第1項の入会費を納入しなければならない。また、正会員としての身分を継続して有する場合は、第2項の会費を納入しなければならない。

第9条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会した時
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき
- (3) 賛助会員もしくは購読会員である団体が解散したとき
- (4) 除名されたとき

第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、会長がこれを除名することができる。この場合、その会員に対し、弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本法人の名誉を傷つけ、又は本法人の目的に違反する行為があったとき
- (2) 本法人の会員として会費納入を2年以上怠り、催促してもそれに応じない場合

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は返還しない。

第4章 役員、評議員及び職員

第13条 本法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上24名以内(うち会長1名、副会長2名以内)
- (2) 監事 2名

第14条 理事及び監事は、社員の中より総会にて選任する。

2. 理事と監事は相互に兼ねることができない。
3. 役員の選任については別に規程を定める。

第15条 会長は、本法人を代表し、本法人の業務を総理する。

2. 会長以外の理事は、本法人の業務について、本法人を代表しない。

3. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4. 理事は、理事会を組織して、この定款に定めるもののほか、本法人の総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を議決し、執行することができる。

監事は、本法人の業務及び財産に関し、次の職務を行う。

- (1) 本法人の財産の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は業務の執行についての不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実を発見したときは、これを理事会、総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について理事に意見を述べ若しくは理事会の招集を請求すること。

第16条 本法人の役員の任期は2年とする。ただし、原則として連続して4年を越えないものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、総会で後任の役員が選任されていない場合にかぎり、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3. 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残存期間とする。

4. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第18条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事は理事会における理事現在数の3分の2以上の議決により、

監事は総会において出席した社員の3分の2以上の議決によりこれを解任する。この場合、議決前に異議の議案を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

第19条 本法人には、評議員を置く。

2. 評議員は、理事会の推薦する者を会長が委嘱する。
3. 評議員は、評議員会を組織して会長の諮問に応じ本法人の事業の遂行について会長に助言する。また必要がある場合には、自ら会長に助言する。
4. 評議員の任期については第15条の規定を準用する。この場合、「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

第20条 本法人の事業の円滑な運営を図るため、理事会の議決を経て必要な委員会を置くことができる。委員会に関する規程は、理事会の議決を経て別に定める。

第21条 本法人の事業に関する事務処理等については以下のように定める。

- (1) 本法人の事務を処理するために、所要の職員を置く場合には予め理事会にはかり、会長が雇用契約を行うものとする。
- (2) 本法人の事務処理に関する業務の一部を外部へ委託する場合には、予め理事会にはかり、会長が業務委託契約を行うものとする。
- (3) 本法人が外部から業務を受託する場合には、予め理事会にはかり、会長が業務受託契約を行うものとする。

第5章 会議

第22条 会議は、総会、理事会及び評議員会とする。

第23条 総会は社員をもって構成する。

第24条 総会は通常総会と臨時総会とする。

2. 通常総会は毎年1回会計年度終了後3ヶ月以内に開催する。
臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 社員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

第25条 総会は監事からの招集を除き会長が招集する。請求により臨時総会を開くときは請求のあった日から1ヵ月以内にこれを開催しなければならない。

2. 総会の招集は、少なくとも10日前までに、その会議の日時、場所及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって通知しなければならない。

第26条 通常総会の議長は会長とし、臨時総会の議長は会議のつど出席社員の互選で定める。

第27条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算並びにその変更についての事項
- (2) 事業報告及び収支決算についての事項
- (3) 財産目録及び貸借対照表についての事項
- (4) その他、本法人の運営に関する重要事項

第28条 総会は、社員の現在数の10分の1以上の者が出席しなければ、その議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意志を表示した者及び他の社員を代理人として表決を委任したものは、出席者とみなす。

2. 総会における議決事項は、第25条第2項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
3. 総会の議事は、この定款に別段定めがある場合を除くほか、出席した正会員及び一般会員の議決権を平等に扱い、その総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
4. 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

第29条 総会の議事の要領及び議決した事項は、全会員に通知する。

第30条 理事会は、毎年4回以上会長が招集する。ただし、理事現在数の3分の1以上又は監事から会議に付すべき事項を示して理事会の招集を請求されたとき、会長はその請求の日から10日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2. 理事会の議長は会長とする。ただし、臨時理事会の議長は出席理事の互選による。

2 前項第3項第3号の規定により、監事から提議の議事があつたとき、

第31条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意志を表示した者は、出席者とみなす。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 監事は理事会に出席し意見を述べることができる。

第32条 評議員会の構成と運営については理事会において別に細則を定める。

第33条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。

前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

3 (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があつたものとみなされた日

(4) 議事録の作成を行った者の氏名

第6章 資産及び会計

第34条 本法人の資産は次のとおりとする。

(1) 財産目録記載の財産

(2) 入会金及び会費

(3) 資産から生ずる収益

(4) 事業に伴う収益

(5) 寄付金品

(6) その他の収益

第35条 本法人の資産は特定非営利事業に関する資産のみとする。

第36条 本法人の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第37条 本法人の会計区分は、特定非営利事業に関わる会計のみとする。

第38条 本法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、会長が編成し、総会の議決を経なければならない。

第39条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は新たに成立した予算の収益費用とみなす。

第40条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

第41条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

第42条 本法人の事業報告書、活動計算書、財産目録及び貸借対照表等決算に関する書類は、毎年事業年度終了後3ヶ月以内に会長が作成し、会員の異動状況書とともに、監事の意見書を付け、理事会の承認を経て、総会の承認議決を得なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次年度に繰り越すものとする。

第43条 本法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

第44条 予算をもって定めるもののほか、本法人が資金の借入その他新たな義務の負担が発生する場合は、理事会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更及び解散

第45条 本法人が定款を変更しようとする時は、総会に出席した社員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事業所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る。)

(5) 社員の資格の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項(役員の定数に係るものを除く。)

(7) 主権に関する事項

(8) その他の事業を行う場合における、その種類、その他当該その他の事業に関する事項

(9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。)

(10) 定款の変更に関する事項

第46条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続き開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、本法人の解散は、総会における出席者数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

第47条 本法人の解散に伴う残余財産は、総会における出席者数の4分の3以上の議決を経て法11条第3項に掲げるもののうちに譲渡するものとする。

第8章 公告の方法

第48条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第9章 補則

第49条 この定款の施行についての規程は、理事会の決議を経て別に定め、総会に報告する。

附則1 この定款は本法人の設立の日から施行する。

附則2 本法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。

附則3 本法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、本法人の成立の日から平成18年通常総会の日までとする。

附則4 本法人の設立当初の会計年度は、第41条の規定にかかわらず、本法人の成立の日からその年の12月31日までとする。

附則5 本法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第36条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

附則6 本法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員

- (1) ・ 入会金 2,000円
- ・ 年会費 6,000円

一般会員

- (2) ・ 入会金 2,000円
- ・ 年会費 6,000円

学生会員

- (3) ・ 入会金 2,000円
- ・ 年会費 3,000円

賛助会員

- (4) ・ 入会金 0円
- ・ 年会費 30,000円/口(1口以上)

購読会員

- (5) ・ 入会金 0円
- ・ 年会費 12,000円

但し、任意団体ヒューマンインタフェース学会の会員については入会金を免除する。

附則 この定款は、定款変更認証の日から施行する。

会員の種類

本会の会員は次のとおりです。

- (1) 正会員: 本会の目的事業範囲において、専門の学識又は相当の経験を有する個人
- (2) 一般会員: 本会の目的に賛同して入会し活動を推進する個人
- (3) 学生会員: 大学及び大学院又はこれに準ずる学校の在学学生
- (4) 賛助会員: 本会の目的事業に賛同し、その事業を援助する個人又は団体
- (5) 購読会員: 本会の機関誌を定期的に購読する個人または団体
- (6) 名誉会員: 本会の目的事業範囲において、正会員の内で特別の功績があり、総会の議決を経て推薦された個人
- (7) シニアアソシエート: 総会で別に定める基準を満たす正会員経験者で、理事会の議決を経て推薦された者

会員特典

当学会の正会員・一般会員・学生会員には、次の特典があります。

- ・ 学会誌を2月・5月・8月・11月の年4回発刊(冊子)。オンラインにて過去の学会誌を閲覧可能です。
- ・ 論文誌を2月・5月・8月・11月の年4回発刊(オンラインジャーナル)。また、過去の論文誌掲載論文全てオンラインで閲覧可能です。11月に当年1年分の掲載論文が収録されたCD-ROMを配布します。
- ・ 本学会の論文誌へ論文投稿が可能です。
本学会の開催するシンポジウム、セミナーへの参加が会員価格で参加可能です。
- ・ 研究会購読をお申し込みされた場合は研究会で発表された論文を収録したCD-ROMを1年に1回送付。また、研究会への参加が無料となります。
- ・ 正会員・一般会員は総会に出席して議決権を行使できます。

当学会の購読会員には、次の特典があります。

- ・ 学会誌を2月・5月・8月・11月の年4回発刊(冊子)。
- ・ 論文誌を2月・5月・8月・11月の年4回発刊(CD-ROM)。
- ・ 研究会で発表された論文を収録したCD-ROMを1年に1回送付。
- ・ 購読会員Bはシンポジウム論文集(DVD-ROM)をシンポジウム開催後、送付。

賛助会員の特典は、会費口数に応じて、次のようになっています。

- ・ 学会HPへの掲載およびリンク
- ・ シンポジウムの聴講の会員扱い……………1口あたり1名
- ・ セミナーなどの聴講の会員扱い……………1口あたり1名
- ・ 学会誌の無料入手……………1登録あたり1冊
- ・ 研究会資料の無料入手……………1登録あたり1冊

入会金

2,000円(入会時初回のみ。購読/賛助会員は不要)

年会費

会員種別	年会費	送付資料
正会員・一般会員	8,000円	学会誌, 論文誌(電子版)
	12,000円	学会誌, 論文誌(電子版), 研究報告集(電子版)
	17,000円	学会誌, 論文誌(電子版), 国際学術雑誌
	21,000円	学会誌, 論文誌(電子版), 研究報告集(電子版), 国際学術雑誌
学生会員	3,000円	学会誌, 論文誌(電子版)

7,000円 学会誌, 論文誌(電子版), 研究報告集(電子版)

12,000円 学会誌, 論文誌(電子版), 国際学術雑誌

16,000円 会誌, 論文誌(電子版), 研究報告集(電子版), 国際学術雑誌

購読会員A 12,000円 学会誌, 論文誌(電子版), 研究報告集(電子版)

購読会員B 20,000円 学会誌, 論文誌(電子版), 研究報告集(電子版), シンポジウム論文集

賛助会員 30,000円/□ 学会誌, 論文誌(電子版), 研究報告集(電子版)

※2014年1月1日より正会員・一般会員の年会費が変更されました。

入会申し込み方法

- FAX, 郵送の場合: 入会申込書 [word] [pdf], に必要事項をご記入いただき、事務局までお送り下さい。
- オンライン登録

※年会費は前払制です。

その他注意事項

本学会の会計及び事業年度は毎年1月～12月となり会員は一年分前納を原則とします。
年度の途中で入会される場合も、当該年度分の会費を納入が必要となります。
この場合、学会誌は当該年度の第1号(2月号)からお送り致します。

支出証拠書(各種団体会費)

1/22

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費		
内 容	電子情報通信学会会費(令和6年度分)		
年 月 日	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日	金 額	13,000 円

会の趣旨・目的	電子工学および情報通信に関する学問、技術の調査、研究および知識の交換を行い、もって学問、技術および関連事業の振興に寄与することを目的とする。
会の活動内容等	イ. 機関誌の発行 ロ. 電子工学および情報通信に関する講演会、討論会、講習会および見学会等の開催 ハ. 電子工学および情報通信に関する学術の調査研究 ニ. 電子工学および情報通信に関する規格および標準の制定 ホ. 電子工学および情報通信または関連事業に関し功績ある者の表彰 ヘ. 電子工学および情報通信に関する学問、技術の奨励および普及事業 ト. 電子工学および情報通信に関する専門図書および雑誌の刊行 チ. その他目的を達成するために必要な事業
政務活動・県政との関連性	技術を伴った施策を提言するには常に最新の情報を知っておく必要がある。情報システムの幅広い知見を仕入れるに当たり、当学会への入会は有効であると考え。

《領収書貼付枠》

別添 領収書 宛状

2024年度基本年会費：13,000 円

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	13,000 円	/	13,000 円
		100%	

領收書

No. 2023-1909281

日付 2024/01/22

良知 駿一 様

(正員: XXXXXXXXXX)

一般社団法人 電子情報通信学会

105-0011 東京都港区芝公園3-5-8 機械振興会館

TEL : 03-3433-6691 FAX : 03-3433-6659

下記の通り、領収致しました。

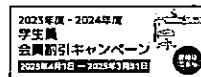
合 計	13,000円
-----	---------

[illegible]

備考：

1. 金額抹消訂正は無効
2. 社印あるいは代表者印なきものは無効
3. 基本年会費及び追加ソサイエティ登録費は不課税、購読オプション費は課税（10%）となります。
4. 事業者登録番号：T6010405010414

TOP > 個人会員年会費等について



個人会員年会費等について

年会費一覧（当年4月～翌年3月）

会員種別	入会金	基本年会費	追加ソサイエティ登録費	購読オプション費
		(1つのソサイエティ登録費を含む)		大会講演論文・国際会議講演論文（オンライン版）
正員	2,600円	13,000円	3,500円	3,850円
学生員	0円	3,000円※ (通常の年会費：4,500円)	2,000円	3,850円
ジュニア会員	0円	0円	0円	3,850円

※2023年度、2024年度キャンペーンにより、会員が減額となっております。

各種割引

年会費等に対する各種割引制度は、個別に理事会で認めた場合を除いて、基本年会費のみに適用するものとし、会員にとって最も有利な割引1つだけが適用されます。

- 入会金免除：関連学会（電気学会、照明学会、映像情報メディア学会、情報処理学会、日本機械学会、大韓電子工学会）に在籍の方で、入会申請時に在会証明書（PDF）を提出することで、本会入会金が免除となります。
- 昇格割引：学生員（博士課程除く）は正員昇格後、2年間の会費が半額免除されます。
- 会費減額：当該年度において年齢が満65歳以上で、かつ継続しての在籍年数が20年以上の者が年金以外に収入がなく、本人が11月末日までに申請した場合は、理事会の承認を得て翌年度から3,000円の基本年会費が減額されます。申請は、マイページからお願いします。
- 会費免除：当該年度において年齢が満70歳以上の者で、継続しての在籍年数と年齢の和が110に達し、本人が11月末日までに申請した場合は、理事会の承認を得て翌年度からの基本4年会費を免除する。なお、該当する会員を終身会員と称し、その証として正員（終身）等と記した会員証を贈呈する。ただし、申請時に当年度基本年会費の未納があってはならない。なお、会誌（冊子体）は、希望する終身会員に対して有償（年額3,000円）で配布することとする。
- 罹災割引：災害罹災を含め、その他特別の事情がある場合は、理事会の承認に基づき年会費等の減額あるいは免除をすることがあります。

支払い方法

①銀行振込：下記口座にお振込みください。お振込みの際には、会員番号及び会員様氏名をお知らせください。なお、振込手数料は会員様負担となります。会員の皆さまにはご負担をおかけしますが、何卒ご理解賜いますようお願い申し上げます。

- ゆうちょ銀行（郵便局）店番019
当座預金 00120-0-35300 口座名：一般社団法人電子情報通信学会
※払込用紙を利用した現金での年会費ご納入には別途110円のゆうちょ銀行手数料が発生いたしますのでご注意ください。
- 三菱UFJ銀行 本店 普通預金7636769
口座名：一般社団法人電子情報通信学会 会費口
口座名義(カナ)：シャデンシジョウホウツツシンガッカイ

※まとめて送金される場合のお願い

振替用紙以外の方法で振り込まれる場合や会社名義等でまとめて送金された場合、当方では送金の内訳が全く判らず処理できません（金融機関に支払いの詳細を通知されても本学会には届きません）。従いまして、下記の口座に複数科目を一括で振り込む場合は、送金の詳細をWEBのフォームから本会宛に必ずお知らせくださいますようお願い致します。

WEB

②WEB決済（クレジットカード、コンビニ支払い）：決済システムは、ペリトランス株式会社に業務委託しています。マイページにアクセスし、左メニューにある「WEB決済」から手続きをお願い致します。クレジットカードは、UC、Master Card、VISA、JCB、American Expressがご利用頂けます。また、銀聯カードにも対応しております。

※クレジットカード決済ボタンをクリックしても決済メニューが出ない場合

一般社団法人 電子情報通信学会定款

(平成 23 年 5 月 28 日第 85 回通常総会議決)

(平成 24 年 10 月 18 日臨時社員総会変更)

(平成 28 年 6 月 2 日定時社員総会変更)

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人電子情報通信学会、(以下、「本会」という。)と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

第 2 章 目的および事業

(目的)

第 3 条 本会は、電子工学および情報通信に関する学問、技術の調査、研究および知識の交換を行い、もって学問、技術および関連事業の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- イ. 機関誌の発行
 - ロ. 電子工学および情報通信に関する講演会、討論会、講習会および見学会等の開催
 - ハ. 電子工学および情報通信に関する学術の調査研究
 - ニ. 電子工学および情報通信に関する規格および標準の制定
 - ホ. 電子工学および情報通信または関連事業に関し功績ある者の表彰
 - ヘ. 電子工学および情報通信に関する学問、技術の奨励および普及事業
 - ト. 電子工学および情報通信に関する専門図書および雑誌の刊行
 - チ. その他目的を達成するために必要な事業
2. 前項の事業は、本邦および海外において行うものとする。

第 3 章 会 員

(法人の構成員)

第 5 条 本会に次の会員を置く。

- イ. 名誉員 電子工学および情報通信に関する学問、技術または関連事業に関し特別の功績があり理事会の決議を経て推薦された者
- ロ. 正 員 電子工学および情報通信に関する専門の学識を有し、またはその技術に相当の経験を有する個人で、本会の目的に賛同する者
- ハ. 学生員 電子工学および情報通信に係る課程を置く学校で、この課程を履修する在学生で、本会の目的に賛同する者。ただし、大学院の在学生は正員もしくは学生員となることができる。
- ニ. 特殊員 本会の目的に賛同し、個人以外の名義で入会する者
- ホ. 維持員 本会の行う事業を援助するため入会する個人または団体で、理事会の決議を経て推薦された者

(代議員制)

2. 本会の社員は、概ね正員および正員であった名誉員(以下、「正員等」という。)総数の 300 分の 1 の割合をもって選出される代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「法人法」という。)上の社員とする。(端数の取扱いについては、理事会で定める。)
3. 代議員を選出するため、正員等による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。
4. 代議員は、正員等の中から選ばれることを要する。正員等は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
5. 第 3 項の代議員選挙において、正員等は他の正員等と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会が代議員を選出することはできない。
6. 第 3 項の代議員選挙は、毎年 3 月までに実施することとし、代議員の任期は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴えおよび役員解任の訴え(法人法第 266 条第 1 項、第 268 条、第 278 条、第 284 条)を提起している場合(法人法第 278 条第 1 項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない(当該代議員は、役員の選任および解任(法人法第 63 条および第 70 条)並びに定款変更(法人法第 146 条)についての議決権を有しないこととする)。
7. 代議員に欠員が生じた場合には、速やかに、補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
8. 正員等は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に本会に対して行使することができる。
 - イ. 法人法第 14 条第 2 項(定款の閲覧等)の権利
 - ロ. 法人法第 32 条第 2 項(社員名簿の閲覧等)の権利
 - ハ. 法人法第 57 条第 4 項(社員総会の議事録の閲覧等)の権利
 - ニ. 法人法第 50 条第 6 項(社員の代理権証明書面等の閲覧等)の権利
 - ホ. 法人法第 51 条第 4 項および 52 条第 5 項(議決権行使書面の閲覧等)の権利
 - ヘ. 法人法第 129 条第 3 項(計算書類等の閲覧等)の権利
 - ト. 法人法第 229 条第 2 項(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)の権利
 - チ. 法人法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項および第 256 条第 3 項(合併契約等の閲覧等)の権利
9. 理事および監事は、その任務を怠ったときは、本会に対し、これによって生じた責任を賠償する責任を負い、法人法第 112 条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正員等の同意がなければ、免除することができない。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した会長、次期会長および監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 資産および会計

(事業年度)

第 36 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画および収支予算)

第 37 条 本会の事業計画書および収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告および決算)

第 38 条 本会の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

イ. 事業報告

ロ. 事業報告の附属明細書

ハ. 貸借対照表

ニ. 損益計算書（正味財産増減計算書）

ホ. 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2. 前項の承認を受けた書類のうち、イ号、ハ号、ニ号の各書類については、定時社員総会に提出し、イ号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
3. 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

イ. 監査報告

(剰余金の処分制限)

第 39 条 本会は、剰余金の分配を行うことはできない。

第 8 章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第 40 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 41 条 本会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 42 条 本会が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 委員会等

第 43 条 本会の事業を推進するために必要あるときは、理事会の決議により、委員会、必要な地域に支部、必要な活動分野毎にソサイエティ（以下、委員会等という）を置くことができる。

2. 委員会等の委員は、会員および学識経験者のうちから、理事会が選任する。
3. 委員会等の任務、構成、運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 10 章 事務局

第 44 条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には、事務局長および所要の職員を置く。
3. 事務局長および重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
4. 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 45 条 本会の公告は、電子公告により行う。

2. 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第 12 章 補 則

(委任)

第 46 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人設立の登記の日から施行する。
2. 本会の設立当初の役員は、第 23 条および第 26 条の規定にかかわらず、次の通りとする。

会 長：
業務執行理事：

監 事：

3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第 36 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
4. この定款の施行後最初の代議員は、第 5 条第 2 項から第 7 項と同等の方法で予め行われる代議員選挙において最初の代議員予定者として選出された者とする。

附 則

1. 本定款の変更は、臨時社員総会（平成 24 年 10 月 18 日）の終結後、施行する。

附 則

1. 平成 28 年 6 月 2 日定時社員総会における本定款の変更は、同定時社員総会の終結後、施行する。

(会員の資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとするものは、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

2. 理事会において各役員に推薦されたものは、前項の申し込みを要せず、本人の承諾をもって会員とする。

第7条 会員は、所定の機関誌の配布を受けることができる。

(経費の負担)

第8条 会員は、本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時および毎年、規則で定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届けを提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合において、当該会員に対し、当該社員総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。

- イ. この定款その他規則に違反したとき
ロ. 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
ハ. その他除名すべき正当な事由があるとき
2. 前項により除名が決議されたときは、当該会員に通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- イ. 第8条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき
ロ. 全ての会員が同意したとき
ハ. 当該会員が死亡し、または会員である団体が解散したとき
ニ. 成年被後見人または被保佐人になったとき

2. 代議員たる会員が、前項および第9条、第10条の各項により、会員たる資格を喪失したときは、代議員たる地位を喪失する。

第12条 会員は、退会または除名された場合、あるいは前条により会員資格を喪失した場合、既納の金銭物件の返還を要求することはできない。

第4章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は、すべての代議員をもって構成する。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- イ. 会員の除名
ロ. 理事および監事の選任又は解任
ハ. 理事および監事の報酬等の額またはその規程
ニ. 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
ホ. 定款の変更
ヘ. 解散および残余財産の処分
ト. その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 社員総会は、定時社員総会として毎年1回、会計年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2. 総代議員の議決権の10分の1以上の議決権を有する代議員は、会長に対し、社員総会の目的である事項および招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、会長がこれに当る。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、総代議員の議決数の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- イ. 会員の除名
ロ. 監事の解任
ハ. 定款の変更
ニ. 解散
ホ. その他法令で定められた事項

3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使・書面決議)

第20条 社員総会に出席できない代議員は、他の代議員を代理人として社員総会の議決権を行使することができる。この場合において、当該代議員は社員総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。

2. 社員総会の決議について、書面により議決権を行使することができるとしたときは、代議員は、議決権行使書面を所定の方法により提出しなければならない。
3. 第1項および第2項の場合における第19条（決議）の規定の適用については、その代議員は出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 社員総会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議長および議長が指名する出席者2名以上が前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設置)

第22条 本会に、次の役員を置く。

- イ. 理事 20名以上30名以内
ロ. 監事 2名以内

2. 理事のうち1名を会長、1名を次期会長、4名以内を副会長とする。
3. 前項の会長および次期会長をもって法人法上の代表理事とする。
4. 会長および次期会長以外の理事を法人法上の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第23条 理事および監事は、社員総会の決議によって選任する。

2. 会長、次期会長および業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
3. 本会の理事のうちには、理事のいずれか1人およびその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにはならない。
4. 本会の監事には、本会の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む）および本会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務および権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 会長および次期会長は、法令およびこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
3. 会長、次期会長および業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務および権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
3. 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4. 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第27条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第28条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、社員総会において別に定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(競業利益相反取引の制限)

第29条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引についての重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- イ。自己または第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引
 - ロ。自己または第三者のためにする本会との取引
 - ハ。本会が理事の債務を保証すること
 - ニ。その他理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引
2. 理事会の承認を得て前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない

(役員の本会に対する損害賠償責任の一部免除)

第30条 第5条第9項の規定にかかわらず、本会は、役員がその任務を怠ったことによる損害の賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合においては、理事会の決議により、賠償責任額から法人法に定める最低責任限度額を控除して得た額を上限として免除することができる。

第6章 理 事 会

(構成)

第31条 本会に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(職務と権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- イ。本会の業務執行の決定
- ロ。理事の職務の執行の監督
- ハ。会長、次期会長および他の業務執行理事の選定および解職
- ニ。規則の制定、変更および廃止
- ホ。社員総会の日時および場所ならびに目的である事項の決定

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集し、議長は会長とする。

2. 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、次期会長が理事会を招集し、議長を務める。
3. 会長あるいは前項次期会長（招集権者）以外の理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
4. 前項による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の開催日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事がその提案について異議を述べたときを除く。）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

支 出 証 拠 書 (各種団体会費)

7/1 (会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知 駿 一)

経 費 項 目	調査研究費・研修費		
内 容	人工知能学会会費 (令和6年度分)		
年 月 日	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日	金 額	10,000 円

会の趣旨・目的	人工知能に関する研究の進展と知識の普及を図り、もって学術・技術ならびに産業・社会の発展に寄与することを目的とする。
会の活動内容等	1. 学術集会, 学術講演会, 講習会等の開催 2. 学会誌, 論文誌その他の刊行物の発行 3. 研究の奨励及び研究業績の表彰 4. 研究及び調査 5. 国内外の関係学術団体との連絡及び協力 6. その他, この法人の目的を達成するために必要な事業
政務活動・県政との関連性	近年、様々な分野において人工知能 (AI) が活用されつつある。人口減少社会ではさらなる人工知能の活用が必要であり、県政においても得られた知見を生かしたい。

《領収書貼付枠》

別添 領収書 活動内容

2024 年度 年会費 : 10,000 円

案分の理由	領収書金額 (a)	案分率 (b)	政務活動費支出額 (a×b)
全て政務活動費にかかるものである。	10,000 円	/	10,000 円
		100%	

431-1304
静岡県浜松市浜名区細江町中川7172-698 ラトゥー
ル101
良知駿一事務所
良知 駿一 様
会員番号 [REDACTED]

登録番号 T1011105000379
請求番号 202401160000060718

領収書

良知 駿一 様

件名：2024年度年会費

お支払い日 2024年2月1日

お支払い方法 クレジットカード決済（1回の
み）

一般社団法人人工知能学会
〒162-0821 東京都新宿区戸町4-7
OSビル402号室
Email: membership@ai-gakkai.or.jp



金額 10,000 円

上記、正に領収いたしました。

品目	単価	数量	請求金額
年会費			
年会費 (不)	10,000 円	1	10,000 円
会員調整額			0 円
請求調整額			0 円
合計			10,000 円

(不)不課税

Home » 人工知能学会について » 入会案内

入会案内

一般社団法人人工知能学会 入会のお勧め

人工知能学会は1986年7月に発足し、1990年9月に社団法人に、さらに2013年4月1日に一般社団法人に移行した、会員数約5,200名(2020年3月末現在)の学会です。

人工知能に関する学際的学問研究の促進をはかり、会員相互間および関連学協会との交流の場を提供することを通じて、わが国のこの分野の学問と産業の進歩発展に貢献するとともに、国際的活動を通して世界のこの分野の進歩に貢献することを目的としています。

人工知能の基礎理論としての論理学、言語学、心理学、認知科学から、知識情報処理の基盤としての知識の表現、獲得、学習、推論、さらには知識ベース・システム、ナレッジマネジメント、エージェント、音声対話や画像の理解、マルチメディア処理、インタフェース、自然言語理解などの研究、そしてWebインテリジェンス、e-Learning, e-Business, セマンティックWeb、バイオインフォマティクスなどの分野への応用にいたるまで、人工知能に興味をお持ちの方はぜひ本学会にご入会下さるようお勧めいたします。

人工知能学会の活動内容

現在の活動内容および今後の予定は次の通りです。

1. 人工知能学会誌を年6回、人工知能学会論文誌をJ-stageに公開しています。会員からの投稿論文と人工知能にかかわる基礎から応用までの様々な分野の専門家による解説講座などを主な内容とします。
2. 全国大会と国際ワークショップを年1回開催しています。
3. 研究会（各研究会については[こちら](#)をご覧ください。）、シンポジウム、セミナー、講演会などを開催しています。
4. 関連学術団体の開催する各種イベントなどへの共催・協賛・後援による学会活動の活性化と多様化を推進しています。
5. 研究の奨励及び研究業績の表彰のため、功績賞／功労賞／業績賞／論文賞／現場イノベーション賞／研究会優秀賞／全国大会優秀賞／フェロー章の選定を行っています。
6. 海外の学会との交流や国際会議の開催をはじめとする国際活動を行っています。

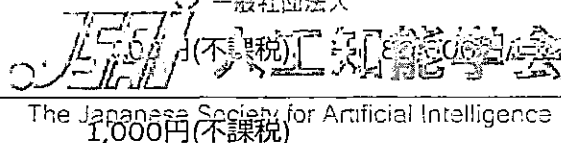
✓ 会員の種別と会費

会員の種別は、次のとおりです。

1. 正会員：本学会の目的に賛同する個人
2. 学生会員：学生であって、本学会の目的に賛同する個人（大学院博士課程在学者を含む）
3. 賛助会員：本学会の事業を援助する個人または団体
4. 特殊購読会員：本学会の目的に賛同し、本学会の発行する会誌を広く閲覧するために定期購読する図書館などの団体

会費年額および入会金、次のとおりです。

会員種別	正会員	学生会員	賛助会員	特殊購読会員
		一般社団法人		
年会費	10,000円(不課税)	5,000円(不課税)	10,000円(不課税)	15,000円(税込)
入会金	2,000円(不課税)	1,000円(不課税)		



ただし、満65歳以上であって在会20年を経過する正会員は永年会員申請をすることができます（毎年11月末締り）。

理事会での承認後、次年度からの年会費を5,000円に減免させていただきます（会員特典等は正会員と同じです）。

詳細は[こちら](#)をご覧ください。

会員の特典

当学会の個人会員には、次の特典があります。入会月以降、特典を利用できます。

1. 人工知能学会誌を毎号お送りします。また、同学会誌の電子版記事へのアクセス権を付与します。
2. 本学会の開催する全国大会、研究会などへの参加および研究発表と、学会誌への論文投稿ができます。
（論文誌への投稿論文は、本学会の会誌編集委員会で査読を行った後、電子論文誌 J-stage に掲載されます）
3. 本学会が主催、共催または協賛するセミナー、講演会などすべての行事に参加することができます。（参加費などを必要とする場合には、会員料金が適用されます）
4. 本学会の関係する出版物の購入に際して、優先的に便宜がはかられます。（会誌、研究会資料、全国大会論文集、セミナーテキストなどのバックナンバー購入の際には、会員料金が適用されます）
5. 正会員のうち、役員と代議員は、総会に出席して議決権を行使できます。

賛助会員の特典は、会費口数に応じて、次のようになっています。入会月以降、特典を利用できます。

- 代議員の推薦・・・5口あたり1名
- 全国大会の聴講の会員扱い・・・1口あたり5名
- セミナー・AIツール入門への参加の会員扱い
- 学会誌の無料入手・・・1口あたり2冊
- 研究会資料の無料入手・・・1口あたり1冊
（各研究会の登録により別途購入もできます）
- 学会誌、研究会資料、セミナーテキスト、全国大会論文集、
人工知能ハンドブックなどバックナンバーの割引購入・1割～5割
- 人工知能学会メーリングリストに自社の人材募集・インターン情報の配信

各年度の年会費は原則として前納していただくこととしています。毎年2月に次年度の年会費の請求を電子メールでお知らせします（会員管理システム Smoosy の会員マイページで請求書 PDF をダウンロードできます）。年度初めまでに年会費の納入をお願いします。年会費を滞納された場合、その滞納期間中に各会員種別に対する特典の一部またはすべての提供を停止する可能性があります。提供を停止した特典は、滞納された年会費の入金を確認した時点以降再開いたしますが、停止した期間の特典を補償することはありません。また、特典の提供を停止したことに基づく年会費の減額もいたしませんので、ご承知おきください。

研究会登録

第一種研究会にメンバー登録することで同研究会が発行する研究会資料をエンバーゴ期間（研究会資料発行後1年間）でも登録メンバーとして閲覧できます。登録メンバーの個人会員には、研究会資料が郵送されるとともに、エンバーゴ期間中も J-Stage で閲覧が可能になります。特殊購読会員は研究会資料郵送のみです。第一種研究会登録料（年間）は以下の通りです。

会員の種別と会費

会員の種別は、次のとおりです。

- 1. 正会員：本学会の目的に賛同する個人
- 2. 学生会員：学生であって、本学会の目的に賛同する個人（大学院博士課程在学者を含む）
- 3. 賛助会員：本学会の事業を援助する個人または団体
- 4. 特殊購読会員：本学会の目的に賛同し、本学会の発行する会誌を広く閲覧するために定期購読する図書館などの団体

会費年額および入会金、次のとおりです。

会員種別	正会員	学生会員	賛助会員	特殊購読会員
年会費	10,000円(不課税)	4,000円(不課税)	80,000円/口(不課税)	15,000円(税込)
入会金	2,000円(不課税)	1,000円(不課税)		

ただし、満65歳以上であって在会20年を経過する正会員は永年会員申請をすることができます（毎年11月末締め）。

理事会での承認後、次年度からの年会費を5,000円に減免させていただきます（会員特典等は正会員と同じです）。

詳細は[こちら](#)をご覧ください。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

1. 本会の業務執行の決定
2. 理事の職務の執行の監督
3. 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該事項について決議に加わることでできる理事の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときを除く。

3 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

4 前項の規定は、第25条第4項（3カ月に1回以上の職務執行状況の報告）の規定による報告には適用しない（役員の理事会に対する報告の省略）。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長、副会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

◆第7章 資産及び会計

✓ (事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 この法人の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

1. 事業報告
2. 事業報告の付属明細書
3. 貸借対照表
4. 正味財産増減計算書
5. 貸借対照表及び正味財産増減計算書の付属明細書
6. 財産目録

支 出 証 拠 書

2/6

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知 駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	ホームページの運用 (令和6年5月~令和7年3月 11ヶ月分)		
年 月 日	令和 6 年 5 月 1 日~令和 7 年 3 月 31 日	金 額	12,251 円

目 的	自身の政策や活動を報告するためのホームページ運用依頼
使 途	年間 管理・維持費
政務活動・ 県政との 関 連 性	県民に活動を広報するツールとして
《領収書貼付枠》 別添 請求書・振込受付書 参照 2024/05~2025/04 で、 13,200 円+振込手数料 165 円=13,365 円 そのうち 2024/05~2025/03 分の支出証拠書を提出する。 13,365 円×11/12 月=12,251 円 (残金は 1,114 円 2025/04 以降充当可)	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	12,251 円	/	12,251 円
		100%	

お取引を取り消す場合は「取消確認」ボタンを押してください。

処理状況

処理済み

受付番号 0206001 受付日時 2024年02月06日 12時07分 取引方法 ブラウザ

取引内容

引落口座

[Redacted]

金融機関名 ハマツイタシキ

支店名 カカリ

科目 普通預金

口座番号 2006830

振込・振替先口座

受取人名 シカイトカス

金額 13,200円

引落合計金額 13,365円 (税込手数料165円)

指定日 02月06日

振込依頼人名 マ シンイ

取消確認

戻る

請求番号: [REDACTED]

お振込先：
浜松磐田信用金庫 中川支店（普）2006830 シンカイトシカズ

支出証拠書

3/11

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・ <u>資料購入費</u> ・事務費・事務所費・人件費		
内 容	日経エレクトロニクス定期購読(自動引き落とし)(4月~令和7年2月号 11ヶ月分)		
年 月 日	令和6年 4月~ 令和7年 2月	金 額	19,663 円

目 的	ICT等のエレクトロニクス分野における最先端の技術情報を調査する。
使 途	1年間購入費
政務活動・ 県政との 関 連 性	本県においても欠かすことができない ICT を中心とした最新の技術情報を調査し、関係 部局の施策等へ提言していく。
《領収書貼付枠》 別添 クレジット明細 参照 2024年3月号から1年(12冊) 21,450 円 3月号分として、1,787 円請求済(1冊分) 4月~2月号分の11ヶ月分を請求 21,450 円-1,787 円=19,663 円 6 年 3 月 整理番号 3-8 参照	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	19,663 円	100 %	19,663 円

入出金明細照会

ページを印刷する

照会口座

(全28件) 座入部元: 番号 | 日付 | 摘要 | 大王

[illegible]



ご利用中のお客様: 良知 駿一様

ご利用代金明細照会 確定

ご利用明細

印刷日時: 2024年2月24日 13:02

[2024年3月分のご利用代金明細照会最終閲覧日時: 本日が明細内容確定後の初来訪日となります。]

良知 駿一様 ご利用明細(確定)を表示しております。

カード種類		照会月	2024年3月
カード名称		明細作成日	2024年2月24日
カード番号			
お支払日	2024年3月11日		
今回ご請求合計額	118,369円		
(1) 今回ご請求額	118,369円		
(2) 事前お支払額	0円		
合計[(1)-(2)]	118,369円		

■ ショッピングご利用分

利用日	利用者	利用内容	利用区分	新規利用額	今回請求額	現地通貨額	通貨略称	換算レート
3-7 2024/1/17		中部電力 24/01利用分	1回払い	7,368	7,368			
3-5 2024/1/26		CHATGPT SUBSCRIPTION HTTPSOPENALC	1回払い	3,024	3,024	20	USD	151.2

3-6	2024/1/31		UQ WiMAXご利用料金	1回 払い	4,271	4,271		
3-8	2024/2/15		日経エレクトロニクス	1回 払い	21,450	21,450		
ショッピング請求確定分小計								

※リボ払いご利用分のご請求額については、利用内容「ショッピングリボ」の明細行に含まれております。

■ 表示内容について

- ・本サービスは、カードのご利用内容とご請求内容を表示しております。
- ・今回ご請求合計額に「-」(マイナス)の表示がある場合は、当該金額をカード代金支払口座へお振込み、または別のご利用代金に充当させていただきます。
- ・前回のお支払いに遅延がある場合には、ご請求の確定が遅れる場合がございます。
- ・ご利用分の一部または全額を繰上返済いただいた内容は、ショッピングリボ払い・分割払いまたはキャッシングご利用分の場合を除き、ご利用明細欄には表示されません。
- また、ショッピングリボ払いご利用分の場合でも、ご利用代金明細照会「確定」画面の明細作成日(毎月20日前後)から最終確定日(毎月25日前後)の間に、繰上返済いただいた内容は表示されません。
- ・ご利用代金明細照会「確定」画面の明細作成日以降にご利用・ご返済があった場合、ご利用明細欄の表示内容は変更されません。
- ・「利用者欄」の「V」はVISAカード、「M」はマスターカード、「数字」はご利用者のカード番号末尾4桁が表示されています。
- ・円換算レートはVISAまたはマスターカードが適用するレートを使用いたします。必ずしもご利用日のレートではございません。また、海外でのショッピングご利用分は適用レートに諸事務処理などの費用として当行が定めた2.20%(税込)を加算させていただきます。
- ・海外でご利用の場合には、加盟店でのご利用日または伝票の処理日が記載されます。
- ・9桁以上の現地通貨額は表示されず、通貨略称・日本円換算額のみ表示しております。

● お問い合わせ先

株式会社静岡銀行
しずぎんクレジットカードセンター
TEL:0120-540054
営業時間:9:00~17:00 土・日・祝日を除く
〒424-0886 静岡市清水区草薙1丁目13番10号

支 出 証 拠 書

4/22

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経 費 項 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	新聞購読(2024 年 4 月分) 三遠南信Biz		
年 月 日	令和 6 年 4 月 1日～令和 6 年 4 月 30 日	金 額	400 円

目 的	情報収集
使 途	新聞購読料
政務活動・ 県政との 関 連 性	日々の社会の情勢を調査し県政に生かす。

《領収書貼付枠》

別添 領収証 参照

領 収 証

ラトゥール 101

良知駿一事務所 様

振込名(※は領収税率対象)	部数	金額	備 考
三遠南信Biz	1	400	

2024年 4月分

お問合せNo. XXXXXXXXXX

(9999) 0.00クレ

(8%対象 0 税 0)

(10%対象 400 税 36)

合 計 金 額

400 円

毎度ご購読、まことに
有難うございます。
上記の金額、正に
領収致しました。

朝刊配達スタッフ募集中！
ご興味のある方は、是非ご連絡下さい！
短時間で効率よく収入がアップします！
男女問わず、幅広い年代が活躍中です！

(証券No. 10-2024/04/22 23:01:18)

浜松市北区細江町気賀2-9-6

(株)中日新聞細江専売所

金 原 啓 一 介

TEL 053-522-0269

FAX 0120-160259

登録番号 T5-0804-0201-5889

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	400 円	/	400 円
		100%	

支出証拠書

4/25

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読(2024年4月分) 赤旗日曜版		
年月日	令和6年4月1日～令和6年4月30日	金額	930円

目的	情報収集
使途	新聞購読料
政務活動・ 県政との 関連性	日々の社会の情勢を調査し県政に生かす。

「領収書貼付枠」
別添 領収書 参照

良知 駿一 様

しんぶん
領収書

赤旗

2024年4月分

930円(税込)

新聞・雑誌名

税率

部数

金額(税込)

「しんぶん赤旗」日曜版

8%

1

930

(取扱先)

日本共産党西部地区委員会

〒433-8122

浜松市中央区上島 2-13-17

TEL 053-474-2145

8%対象

861円(税抜)

消費税

69円

10%対象

0円(税抜)

消費税

0円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822

しんぶん赤旗

領収年月日

4/25

扱者

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	930円	100%	930円

支 出 証 拠 書

4/30

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知 駿 一)

経 費 項 目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内 容	電話代		
年 月 日	令和 6 年 2 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日	金 額	4,403 円

目 的	事務所電話代
使 途	電話代 (R6.2～R6.3 月分)
政務活動・ 県政との 関 連 性	

《領収書貼付枠》
別添 払込受領証・請求内訳 参照

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
良知 駿一 様

お客様番号
XXXXXXXXXX

2024年 4月ご請求分

金額(円)
¥8,806-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 取 日 附 印
24.4.30
NTTファイナンス株式会社
西日本 奈良店

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動と案分	8,806 円	1/2	4,403 円
		%	

請求書 (西日本ご利用分)

431-1304
浜松市浜名区細江町中川7172-698

郵便区内特別

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70ラトウール 101号
良知 駿一 様

024042101044677557

13029

Webでのお問い合わせ先



発行年月日 2024年 4月17日発行
発行会社 差出：NTTファイナンス(株)
東京都港区港南1-2-70
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【返付先】
〒461 名古屋市東区東桜1-14-11
-0005 DPスクエア東桜10F
社用コード M20021211001 13029 12991 00 E
61 001000 1 0 24040301E

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(1 / 3 ページ)

お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
	2024年 4月ご請求分	8,806円	2024年 4月30日(火)

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***

NTT西日本分ご請求額

8,806円

(合計)

8,806円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。

※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ ***

フレッツ光の割引サービス(光もともとと割、Web光もともとと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割)は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。

割引適用期間中(自動延伸後を含む)に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。

なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。

詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト[http://flets-w.com/wari/]でご確認ください。

*NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。



お客様ご請求番号 BILLING NUMBER		請求年月 MONTH OF ISSUE	2024年 4月ご請求分
----------------------------	--	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号)

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆		3月分	
◇NTT西日本ご利用分			
4,622	2,600	フレッツ 光ライト M利用料	2月 1日～ 2月29日 合 算
	-400	フレッツ・あっと割引	2月 1日～ 2月29日：フレッツ あっと割引の割引料金です。 合 算
	500	ひかり電話 (基本料)	2月 1日～ 2月29日 電話番号 は053-523-7400 合 算
	400	ナンバー・ディスプレイ使用料	2月 1日～ 2月29日 合 算
	86	ボイスワープ使用料	2月 1日～ 2月 5日 合 算
	200	複数チャネル使用料	2月 1日～ 2月29日 合 算
	100	追加番号使用料	2月 1日～ 2月29日 合 算
	680	ひかり電話 (通話料)	2月 1日～ 2月29日 合 算
	32	ひかり電話 (携帯電話等への通話料)	2月 1日～ 2月29日 合 算
	4	ユニバーサルサービス料他	2月 1日～ 2月29日 2番号分 合 算
	420	消費税等相当額 (合計)	のご請求となります。 合算表示の料金合計×10%
◇NTT西日本分 (小計)	4,622	(小計)	
◇NTT西日本ご利用分		4月分	
4,184	2,600	フレッツ 光ライト M利用料	3月 1日～ 3月31日 合 算
	-400	フレッツ・あっと割引	3月 1日～ 3月31日：フレッツ あっと割引の割引料金です。 合 算
	500	ひかり電話 (基本料)	3月 1日～ 3月31日 電話番号 は053-523-7400 合 算
	400	ナンバー・ディスプレイ使用料	3月 1日～ 3月31日 合 算
	200	複数チャネル使用料	3月 1日～ 3月31日 合 算

ユニバーサルサービス料他には、2023年4月利用料分から2024年1月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円(税込)が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認ください。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

ユニバーサルサービス料について

ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(NTT東西の加入電話等)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用(番号単価)が公表されています。

お客様ご請求番号 BILLING NUMBER		請求年月 MONTH OF ISSUE	2024 年 4 月ご請求分
----------------------------	--	------------------------	----------------

ご請求内訳 (お客様番号)

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
	100	追加番号使用料	3月 1日～ 3月31日
	256	ひかり電話 (通話料)	3月 1日～ 3月31日
	144	ひかり電話 (携帯電話等への通話料)	3月 1日～ 3月31日
	4	ユニバーサルサービス料他	3月 1日～ 3月31日 2番号分
	380	消費税等相当額 (合計)	合 算
◇NTT西日本分 (小計)	4,184	(小計)	合 算
◇合計	8,806	合計	合 算
			2か月分のご請求額です。

支 出 証 拠 書

5/5

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知 駿 一)

経 費 項 目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	ラジオ出演（浜松エフエム放送株式会社／イブニングサテライト） 4月分		
年 月 日	令和 6 年 4 月 1 日～令和 6 年 4 月 30 日	金 額	35,165 円

目 的	県政について広報する
使 途	出演料
政務活動・ 県政との 関 連 性	県西部の県民に対し、ラジオ番組を通じて県政について報告する。
<領収書貼付枠> 別添 請求書・振込明細 参照 番組料金 35,000 円 振込手数料 165 円 35,000 円+165 円=35,165 円	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	35,165 円	/	35,165 円
		100%	

お取引を取り消す場合は「取消確認」ボタンを押してください。

処理状況

処理済み 受付番号 0515001 受付日時 2024年05月15日 10時22分 取引方法 ブラウザ

取引内容

引落口座

金融機関名 ハマツイワシキ
支店名 札幌
科目 普通預金
口座番号 698431

振込・振替先口座 受取人名 ハマツイワシキ(カ)
金額 35,000円
引落合計金額 35,165円 (税込手数料165円)
指定日 05月15日
振込依頼人名 子 子子子

取消確認

戻る

〒431-1304
浜松市浜名区細江町中川7172-698
ラトゥール101

請求書
2024年4月30日
No. 23852

静岡県議会議員 良知 駿一様

FM

Haro!

76.1

浜松エフエム放送株式会社
代表取締役社長 久田 五海
〒430-0933
静岡県浜松市中央区鍛冶町100番地の1
ザザシティ浜松中央館4階
TEL:053-458-8600 FAX:053-458-8611
登録番号: T6080401004009

浜松エフエム放送株式会社
代表取締役社長 久田 五海
〒430-0933
静岡県浜松市中央区鍛冶町100番地の1
ザザシティ浜松中央館4階
TEL:053-458-8600 FAX:053-458-8611
登録番号: T6080401004009

2024年4月度
期間 2024/04/01 ~ 2024/04/30

前回請求額	入金額	繰越額	売上額	消費税額等	今回請求額
35,000	35,000	0	31,818	3,182	¥35,000

費目	(税率)	請求金額	備考
番組料金	(10.0%)	31,818	【KENGI DE Night!】
小計		31,818	
消費税等	(10.0%)	3,182	
合計		¥35,000	

上記の通りご請求申し上げます。
なお弊社の取引銀行は次の通りです。
浜松磐田信用金庫 本店営業部 普通No. 0698431
三井住友銀行 浜松支店 普通No. 7024266
※誠に勝手ではございますが、振込手数料は貴社ご負担にてお願い申し上げます。

整理番号

4-15

支 出 証 拠 書

5/15

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知 駿一)

経 費 項 目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・ <u>人件費</u>		
内 容	事務員雇用 (令和 6 年 4 月分)		
年 月 日	令和 6 年 4 月 1 日～令和 6 年 4 月 30 日	金 額	119,707 円

目 的	政務活動を補助する職員雇用
使 途	4 月分給与
政務活動・ 県政との 関 連 性	
<領収書貼付枠> 二人分 別添参照 雇用実績表 給与支払い明細書 通勤手当 2,040 円 × (45.5h / 73.5h) = 1,262 円(政務活動費充当分) 給与 49,140 円(政務活動費充当分) 通勤手当 1,292 円 × (63.75h / 94.25h) = 873 円(政務活動費充当分) 給与 68,850 円 (政務活動費充当分) 雇用保険料 618 円 × (63.75h / 94.25h) = 418 円 (政務活動費充当分) 【合計】 1,262 円 + 49,140 円 + 873 円 + 68,850 円 - 418 円 = 119,707 円 (政務活動費充当分)	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる	119,707 円	/	119,707 円
		100%	

$$10.2 \times (20 \text{ 日}) \times 10 \text{ 円} = 2,040 \text{ 円}$$

合計出社日数

氏 名

氏 名

給 与	通勤手当	支給額合計	控 除 額			差引支給額	
			所 得 税	雇 用 保 険 料	控 除 額 合 計		
79,380 円	2,040 円	81,420 円	0 円	0 円	0 円	81,420 円	
						受領印	
						受領日	5月/5日

雇 用 実 績 表

4 月 分	氏 名	
-------	-----	--

日	曜日	雇 用 時間数	うち政務活動 業務時間数	政 務 活 動 業 務 内 容
1	月	3.5	2	支出証拠書作成 電話応対
2	火	3.5	2	資料作成 資料整理
3	水	3.5	2	資料作成 来客応対
4	木	3.5	2.5	資料整理 電話応対
5	金	3.5 (有休)	0	
6	土			
7	日			
8	月	3.5	1.5	資料作成 資料整理
9	火	3.5	2.5	資料作成 電話応対
10	水	3.5	2.5	資料作成 電話応対
11	木	3.5	2.5	政務調査 電話応対
12	金	3.5	2.5	支出証拠書作成 資料整理
13	土			
14	日			
15	月	3.5	2.5	資料作成 政務調査 電話応対
16	火	3.5	2.5	支出証拠書作成 資料整理
17	水	3.5	2.5	政務調査 スケジュール管理
18	木	3.5	2.5	資料作成 郵便物共有作業 電話応対
19	金	3.5	2.5	政務調査 電話応対
20	土			
21	日			
22	月	3.5	2	政務調査 電話応対
23	火	3.5	2	政務調査 電話応対
24	水	3.5	2.5	資料整理 電話応対
25	木	3.5	2.5	支出証拠書作成 郵便物共有作業
26	金	3.5	2.5	資料作成 資料整理
27	土			
28	日			
29	月			
30	火	3.5	1.5	資料作成 政務調査 電話応対
31				
計		73.5	45.5	

上記のとおり雇用したことを証明する。

6 年 5 月 / 日
会派・議員名 ふじのくに県民クラブ・良知 駿一

[政務活動費充当計算]・・・①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。

①(B) [45時間30分] × 単価 [1,080円] = 49,140円

②総支給額 [円] × (B) / (A) = 円

$$6.8 \times (19 \text{ 日}) \times 10 \text{ 円} = 1,292 \text{ 円}$$

合計出社日数

氏 名

給 与	通勤手当	支給額合計	控 除 額			差引支給額
			所 得 税	雇 用 保 険 料	控 除 額 合 計	
101,790 円	1,292 円	103,082 円	0 円	618 円	618 円	102,464 円
					受 領 印	
					受 領 日	5 月 7 日

雇用実績表

4月分		氏名		
日	曜日	雇用 時間数	うち政務活動 業務時間数	政務活動業務内容
1	月	4.5	3.5	スケジュール管理 書類整理
2	火	4	3.5	郵便物共有作業 政務調査
3	水	4.75	3	電話対応 資料作成
4	木	4.5	2.25	資料作成
5	金	4.5	4	資料作成 スケジュール管理
6	土			
7	日			
8	月	4.5	3.5	資料作成 スケジュール管理 電話対応
9	火	4.5 (有休)	0	
10	水	4.5	2.25	資料作成 電話対応
11	木	4.5	3.5	郵便物共有作業 書類整理
12	金	4.5	3.5	政務調査
13	土			
14	日			
15	月	4.5	4.5	郵便物共有作業 書類整理
16	火	4.5	4	資料作成 書類整理
17	水	4.5	3	郵便物共有作業 書類整理
18	木	4.5	4.5	郵便物共有作業 政務調査
19	金	4.5	2.5	郵便物共有作業 政務調査
20	土			
21	日			
22	月	4.5	3	郵便物共有作業
23	火	4.5 (有休)	0	
24	水	4.5	3	郵便物共有作業
25	木	4.5	3.5	郵便物共有作業 書類整理
26	金	4.5	2.25	郵便物共有作業 政務調査
27	土			
28	日			
29	月			
30	火	4.5	4.5	郵便物共有作業 資料作成
計		(A) 94.25	(B) 63.75	

上記のとおり雇用したことを証明する。

6 年 5 月 / 日
会派・議員名 ふじのくに県民クラブ・良知 駿一

[政務活動費充当計算]・・・①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。
 ①(B) {63時間45分} × 単価 {1,080円} = 68,850円
 ②総支給額 { 円 } × (B) / (A) = 円